

【公開版】

2021年2月22日
日本原燃株式会社

耐震Sクラス設備の耐震計算書におけるS_d評価結果の記載方法
基本ロジック(耐震機電09)

- 再処理事業所全体の弾性設計用地震動S_dによる評価結果については、先行炉同様の対応として、基準地震動S_sによる発生値が弾性設計用評価の許容値未満である場合、基準地震動S_sの評価を代表として健全性を示すことができるため、弾性設計用地震動の評価結果を省略する。
- 弾性設計用地震動の評価結果省略にあたっては、基準地震動S_sが弾性設計用地震動S_dを包絡していることを確認した上で対応し、基準地震動S_sによる発生値が弾性設計用評価の許容値を超えている場合は、弾性設計用地震動の評価結果を示す。
- 本対応に対する先行発電炉では、弾性設計用地震動S_dの結果だけではなく、計算書作成に対する作成方針を一式提出している。
- これに対し弊社も同様の対応をする計画であるが、第1回申請対象設備において発電炉の計算書作成方針に該当する部分は本S_d評価結果部分のみとなっているため、それ以外の計算書作成方針については後次回申請において示す。

以上